

消費税率改正に伴う 手数料改定のお知らせ

当金庫は、令和元年 10 月 1 日からの消費税率の引き上げ（8%から 10%）に伴い、各種商品・サービス等にかかる料金・手数料につきましても新消費税率の**10%を適用**させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、現在お客様の口座から自動引き落としさせていただいている諸手数料等につきましても、同様となります。

ご不明な点等ございましたら、窓口までお尋ね下さい。

<消費税が課税される諸手数料の例>

- 振込手数料 ○キャッシュカードご利用手数料 ○貸金庫・夜間金庫使用料
- 各種融資関係手数料 ○手形・小切手等発行手数料 ○各種証明書等発行手数料
- 自動送金サービス手数料 ○代金取立手数料 ○通帳・証書等の再発行手数料
- インターネットバンキング利用手数料 ○でんさいサービス関係手数料 等

新税率の適用基準日

振込手数料	振込実行日 ※令和元年 10 月 1 日以降を振込指定日とする振込みより改定後手数料が適用されます。 ※振込予約についても、振込指定日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は改定後手数料が適用されます。（ATM での振込を除く）
ローン関連手数料	ご融資実行日 ※既にお申し込みのお客さまも、ご融資実行日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は改定後手数料が適用されます。 ※適用基準日は契約手続日ではなくご融資実行日となります。
各種証明書等 発行手数料	証明書発行日 ※令和元年 10 月 1 日以降の発行分より、改定後手数料が適用されます。 ※原則として、証明書発行が令和元年 10 月 1 日以降の場合、令和元年 9 月中にお申出いただいた場合でも、改定後手数料を徴求いたします。
各種再発行手数料	再発行日 ※令和元年 10 月 1 日以降の再発行分より、改定後手数料が適用されます。 ※原則として、再発行が令和元年 10 月 1 日以降の場合、令和元年 9 月中にお申出いただいた場合でも、改定後手数料を徴求いたします。

※お願い

10 月 1 日以降、従来の 8%の表示がされた、パンフレットや説明書等がお手元に届く場合もあるかと存じますが、その際は **10%に読み替えてご利用下さい**ますようお願い申し上げます。